

旭川市障がい者活躍推進計画（消防本部）

1 策定に当たって

令和元年6月に、障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされました。

旭川市消防本部においては、業務の特殊性から障がい者に限定した職員の採用は行っておりませんが、法改正の趣旨に鑑み、障がいのある職員の活躍をより一層推進し、様々な職員が能力を発揮する多様性のある職場づくりを通じた行政サービスの向上を図るため、このたび「旭川市障がい者活躍推進計画（消防本部）」を策定しました。

2 策定主体

旭川市消防長が各執行機関の長と互いに連携して策定します。

3 計画期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間を計画期間とします。

4 障がい者雇用等の状況

消防吏員については、障害者雇用促進法に規定される法定雇用率の除外職員であることから、これまで旭川市消防本部では、障がい者に限定した募集、採用は行っておりません。

一方で、様々な要因で在職中に疾病、事故等により障がい者となった職員が在籍しておりますが、その都度個別に対応してきており、大きな問題は生じておらず、組織的な体制整備は特段行っておりませんでした。

5 取組内容

(1) 推進体制の整備

障がいのある職員の活躍推進を継続的に進めていくためには、推進体制をしっかりと整備し、計画策定、見直しを行う必要があります。庁内のサポート体制の充実だけではなく、外部の関係機関との連携体制の構築も必要となります。

ア 委員会への参加

本計画の策定と計画に基づく取組を円滑に実施するため、総務部人事課長及び関係課長で構成する「旭川市障がい者活躍推進計画作成・実施委員会」に参加し、市としての取組状況を隨時、把握・検証します。

イ 障がい者雇用推進者の選任

障がい者の雇用の促進、継続を図るための施設・設備の設置や雇用管理等諸条件の整備における責任者として消防本部総務課職員担当課長を「障がい者雇用推進者」に選任します。

ウ 障がい者職業生活相談員の選任

障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。また、障害者職業生活相談員の選

任義務が生じていない状況においても、市長部局において選任する「障がい者職業生活相談員」と連携し、障がいのある職員の相談体制を構築します。

工 障がい理解の促進

障がい特性や障がい者への接し方など、障がい者雇用に関する理解を深めるための研修を行い、職員一人ひとりが支援を必要とする身近な同僚をサポートできる体制を作ります。

(2) 職務の選定・マッチング

障がいのある職員の活躍を推進していくためには、職員一人ひとりの障がい特性や適正、希望等を十分に把握し、本人に合った業務の割り振り、職場の配置を行う必要があります。

ア 定期的な面談の充実

配属先の所属長や障がい者職業生活相談員による定期的な面談を実施するなどし、業務適正や、障がい者である職員自身の目標、必要とする配慮等を確認します。

イ 業務の進め方の創出

今ある業務の進め方のまま障がい特性に応じた業務を見出すだけでなく、障がい者一人ひとりの特性や適正に応じた業務の進め方を新たに考えるなど、柔軟な働き方を創出します。

(3) 環境整備

障がいのある職員が働くまでの働きやすさを考慮して、執務室のレイアウト変更や、就労支援機器等の導入など、業務を円滑に遂行することができる環境整備を進めることができます。

障がいのある職員との面談を通して執務室内で不便なこと、改善点を把握し、可能な範囲での配慮を行います。

ア 執務環境の整備

執務室のレイアウトの工夫や段差の解消、照明の明暗調整など、適切な配慮を行います。

イ 就労支援機器等の整備

音声読み上げソフトや画面拡大ソフト等の就労支援機器の導入など、障がい特性を踏まえた整備を推進します。

(4) 優先調達等

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「優先調達法」）を踏まえ、市で直接雇用するだけでなく、企業等における障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進することが重要です。

ア 障害者就労施設等への発注

「旭川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を基に、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることにより、障がい者の自立に寄与する取組を行います。

具体的には、物品調達の情報を全所属に周知し、積極的な調達を要請します。また、市内の調達可能な施設に対し、優先調達法の趣旨及び指針について周知し、本市が調達しやすいような物品等の提供体制の構築に努めます。